

「令和8（2026）年度高度外国人材受入トータルサポート事業」業務委託に係る
質問内容及び回答について

No.	質問内容	回答
1	仮に学生が既に日本語能力 N3 以上の資格を有する等の場合、今回の事業の参加対象者からは除外されますでしょうか。	日本語教育講座については、N3 以上の資格を有する者の受講は想定しておりませんが、本人が希望する場合には、排除するものではありません。 なお、ジョブフェアについては、同講座受講生に限らずハノイ工科大学生等を幅広く対象とします。 また、インターンシップについては、原則として、同講座受講生を対象としますが、受講しない者でインターンシップ参加によりふさわしいと判断できる者がいた場合には、委託者及び参加企業等と協議の上、参加の可否を決定します。
2	ジョブフェアの会場として、ハノイ工科大学の校舎内（敷地内）は想定されていないとの理解でしょうか。	必ずしも同大学敷地内である必要はありませんが、日本語教育講座受講生はじめ、同大学生等の参加が多く見込める会場である必要があります。